AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0034

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0033

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0030

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0030

AN_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0561

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0993

AO_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0548

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1008

AO_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0160

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0154

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0134

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0134

AP_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債並びに平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

AR_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3以上）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0282

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0383

AS_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0280

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0389

AS_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0090

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

AS_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0086

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0083

AS_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0076

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

AT_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125

AU_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0120

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0116

AU_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0106

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

AV　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、AAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の児童数が３年前の５月１日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は５パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得